

〈本論第四回：キーワードと年表〉

1. 年表

- 1588 トマス・ホッブズ誕生（～1679）父は英国教会の低位聖職者（vicar＝教区牧師）後に暴力沙汰に巻き込まれて出奔した。背景は庶民の中流層。
- 1618～1648 三十年戦争
- 1640～1660 清教徒革命
- 1640 パリ亡命
- 1645 王太子（後のチャールズ二世）の数学教師に
- 1649 チャールズ一世処刑
- 1651 『リヴァイアサン』
- 1660 チャールズ二世王政復古

2. 〈リヴァイアサン〉の集権モデルの近代性

- 個我の無力（自然状態に対する無力）
 - ⇔ 個我の契約的結束
 - リヴァイアサンの強権の排他的絶対性成立
 - 近代国家の国家主権理念へ継承される = 国家主権の排他的絶対性
- 〈結束〉はアトム的個我の〈契約〉によって行われる
- 〈契約〉は過酷な自然状態を回避するための合理的行為である
- 人間の理性に内在する合理性の志向がその行為を可能にする
- 自然法は〈自然状態〉にではなく、その理性能力、契約能力に認められる
- この青写真のすべてが、個我（ホッブズ）による国家の合理的探究である

2. 近代的集権の前提

①下部構造の平準化、合理化、分業化

- マニュファクチュアと商業資本の進展
- 機械情報革命の開始
- しかし下部構造が直接的に上部構造としての集権を規定したわけではない（経済決定論の修正の必要）

②媒介的要因としての個我の主体性

- 機械論的合理国家の設計（ホッブズ）

→ 近代の基軸である国家と個人の弁証法の開始

3. 機械論的国家造型の前提（定位史的前提）

①ルネサンスにおける個の解放

→ 下部構造の近世的展開による個我のアトム化

②デカルト的合理主義

→ コギトによる世界の方法的支配 = 世界の資源化

③普遍性と地域性

イ：普遍性

- 国家の人為的造型はルネサンスの「作品としての国家」の出現から始まる
- 国家の人為的造型はアトム化された個我の共同性回復の試行である
- ルネサンス的個我の自立、デカルト的合理主義、ホッブズ的国家造型は近代的定位の基本型として普遍シンタクスに近い
- 明治国家の人為性の淵源 → 鷗外の『かのように』へ（序論第三節）

ロ：地域性

- 幕藩体制は合理主義の自生を阻害した
- したがってホッブズ的な国家造型への進展も阻害した
 - 決定要因は〈人為性〉の普遍性と地域性
 - ルネサンス的人為性、ホッブズ的人為性はアトムの個我の自己定位の中核に育つ合理精神と連動している
 - したがって普遍的な位相での個と集団の弁証法を生成する
 - ⇔ 幕藩体制的人為性は、人為的身分制（士農工商の社会分業の実体から遊離した職分の強制）においても、幕藩制度的人為性においても、（たとえば親藩、譜代、外様のパッチワーク状の配置、参勤交代の強制された浪費等）必当然的な合理性をほとんど伴わない
 - 内在的な合理性の展開は不可能
 - 合理的国家造型にかわって、観念的な〈古学〉としての特異な専制国家イデオロギーが展開 = 徂徠における〈古学（古文辞学）〉、宣長における〈王土〉礼賛
 - そこには通例の理解（丸山、服部等）に反して、近代的思考そのものがまったく欠如している
 - 蘭学の経世策は政策の合理性は示すが、それは幕藩体制の改善のための合理性であり、近代的国家創出への展開は福沢諭吉をまたねばならなかった

4. 日本近代そのものにおける、遅れた合理的国家創出への志向性

①北一輝の〈純正社会主義〉

→ 観念的国家社会主義モデル（空想的であり、また極度に合理的）

②満州国の合理的産業計画

→ ソ連の五カ年計画の「成功」に刺激されて展開したと言われている

（実態は強制収容所の労賃なしの強制労働と連結していた＝ソルジェニーツィンが暴露したソ連史の暗黒）

→ 戦後高度成長の〈通産省モデル〉 → 半島、大陸へ伝播

→ しかしこれらの遅れた国家合理主義は地域的な 亜種変種であり、範例とはなりえない

5. ホッブズの個人的履歴に反照した近代性

→ 貧しい牧師の子 → 近代的定位の第二期の社会層（デラシネ化の進行、庶民層からの教養的上昇）

→ オクスフォード大学での専攻はスコラ哲学と自然学

= デカルト、メルセンヌと共有する中世と近代の連結の契機

→ 明治における〈和魂洋才〉とのシンタクスの類似性

（国体論的中世+近代の実学）

→ 〈リヴァイアサン〉における神学的強権と機械論的合理主義の連結に反映

→ 大学在学中から貴顕の家庭教師、コンパニオン（教養旅行の同伴者）となる

→ これはルネサンス期の人文主義者に戻る定位型（ペトルルカ、ボッカッチョ、フィッチーノ、タッソーの系譜 → ゲーテまで）

→ 〈貴顕の取り巻き〉が上がりの姿 → 世俗的知識人の定職の絶対的不足

→ 反面、才能のみで王侯貴顕の〈友人、顧問〉になる可能性も（レオナルドとフランソワ一世等）

→ ホッブズの国家造型における〈専制の合理性〉の個人的、実存的背景

6. ホッブズのルネサンス的人文主義否定

→ デカルト、メルセンヌと同じ時代の潮流

→ 宗教改革、反宗教改革による人文主義の抑圧の系

→ ヘルメティズムを〈鬼神学〉＝悪魔的蒙昧主義として忌避

→ 〈暗黒の王国〉論へ

7. ホッブズ自身の古典教養

→ 古典語を好む

→ 晩年に〈イーリアス〉と〈オデュッセイア〉を原点から英訳している

→ ツキジデスとの出会いが本質的

8. ツキジデスの集団情念論

- ペロポネソス戦争（BC 434～404）開戦の原因は、アテーナイの強大化に対するスパルタ人の〈恐怖〉だとする（引用1）
- ペリクレスの大衆教導は弁論術によってなされた
- 〈情念の連鎖〉の合理的操作 = 古代的社会工学
- 支配欲が喚起する嫉妬 = 栄光の代償（引用2）

引用1

〈この大戦の真の動因は、一般におこなわれている説明によっては、捕捉されがたい性質をもつ。あえて筆者の意見を述べさせていただくと、アテーナイ人の勢力が増大し、ラケダイモン人（スパルタ人）に恐怖をあたえたので、やむなくラケダイモン人は開戦にふみきったのである。〉（ツキジデス『戦史』第一巻24）

引用2

〈こうしてわれわれは、あらゆる資源の豊富さ、そしてその規模の壮大さにおいて、他の追随を許さぬポリスを築いた。もとより、事なかれ主義の臆病者は、これは間違いだったと言うかもしれない。だがこれこそが、おのれの志を遂げんとする者には、羨望嫉視やみがたい手本であり、志をもっても遂げられなかった者は、これを見て嫉妬に狂うだろう。なんびとたりとも、人が人を支配しようとするれば、その支配の続くかぎりは、かならず憎悪を受け、これに過酷に報いようとする。だが大望を果たすためには、世の嫉視をもいとわぬ者こそ、志すぐれた人間の名にあたいする。なぜなら憎悪は命みじかきもの、それに対し、現世界において栄光ある者は、後世にも名を伝え、つねに称賛の対象となる。〉（同上、第二巻65）

9. ホッブズの集団情念論

- 基本は理性による情念の操作 = デカルト的情念論の拡大
- デカルトも情念を身体支配を通じて間接的に支配しようとした（『情念論』）
（ストア派的情念支配の近代化）
- 普遍的情念としての〈支配欲〉（引用3）
- 〈万人の万人に対する闘争〉（自然状態）
- 〈契約〉による内乱状態の停止 → 強権国家（リヴァイアサン）の誕生
- 〈契約の宣誓〉 → 〈恐怖〉 = 計算できる情念（引用4）
- 暴力機構の国家占有（近代国家の基本条件） → 国家内〈平和〉の実現
- ストレートなマキャヴェリズムではない（⇔自然法、契約の理念を含む）
- ストレートな〈法の世界〉の貫徹でもない（⇔自然状態には自然法は欠如）
- 同時代的宗教戦争の〈焼け跡〉の心象が、情念論の基底部にある

引用3

〈すべての人間における、力への、やむことなき欲望：わたしは第一に、全人類の一般的性向として、次から次へと力を求め、それは死によってのみ消滅するという、尽きることも停止することも無い欲望をあげる。〉（ホッブズ『リヴァイアサン』、〈第一部：人間について〉、試訳）

引用 4

〈宣誓の目的：言葉の力は、人々に宣誓した約束の履行を守らせるには弱すぎる。人間の本性の中には、誓約の強化に役立つものは二つしか考えられない。約束を破棄したさいの結果（刑罰）についての恐怖、約束を守っていると他人にみせかける、その自慢と誇りである。……当てにできる情念はただ一つ、恐怖である。〉

10. 〈自然状態〉と〈焼け跡〉

- 普遍性と個別性
- ホッブズの〈焼け跡〉は大陸の三十年戦争とイギリスの清教徒革命
- 両者ともに宗教戦争の酷薄さを示す → 〈自然状態〉の酷薄さへ
- カルタゴの〈焼け跡〉（第三次ポエニ戦役） → 都市国家の全面的消滅
- 日本の〈焼け跡〉 → 大空襲と原爆 → 戦後再出発の前提
- ホッブズの〈自然状態〉は啓蒙期にはすでに理解されなかった
- 自然における法的状態のコンセンサス → 基本的人権の理念へ
- 日本の〈焼け跡〉にも、基本的人権は覚醒した（日本国憲法の正の中核部）
- したがってわれわれ〈焼け跡〉世代も、ホッブズの〈自然状態〉は了解の彼方にある（太平洋戦争は、プロパガンダの脚色にもかかわらず、宗教戦争でも最終戦争でもなかったという歴史的事実）

11. ホッブズの強権国家論

- ホッブズは王権と清教徒勢力に同時に接近
- 『リヴァイアサン』は絶対主義にも議会主義にもアピールした
- その本質は集権的強権の設計にある
- 近代国家の基本的な構造要因の先取り
- 契約により〈リヴァイアサン〉が成立する → 通例のホッブズ理解
- その〈リヴァイアサン〉は〈自動機械〉（オートマタ）である
 - 深層部での合理主義の貫徹
 - これまでのホッブズ理解には欠如

12. 〈^{オートマタ}自動機械〉としての強権国家

- デカルトの機械論の延長上にある三段論法
- ①人間は機械である

- ②リヴァイアサンはほとんど人間である（王である）
- ③したがって強権国家は自動機械である
- 現代的強権と機械的操作の全体化
 - 顔認証と強権警察
 - 強権によるサイバー戦争
 - AIによる情報資源の寡占と操作 etc.
- その原点としての〈自動機械〉（引用5）
- 〈技術〉による自然と機械の一元的連結
- 〈神の技術〉による世界創造（創造神話のホップズの活用）
- 動物機械論の応用
- 動物は動く物である → 動く物は動物の一種である
 （anima→animalの基本は生氣論であるから、動物機械論は漢字の語源に近い）
- 時計モデル（マニュファクチュア時代の最先端技術産品）
- 文体はバロックの荘重体
- 神学論文（トラクタート）の定型文体（ベンヤミン『ドイツ悲劇の根源』〈認識批判的序説〉）
- デカルトと同じ次元での中世的思考形式の混入
- 反宗教改革で肥大化した異端審問強権
- ⇔ 近代固有の〈技術〉の中核性

引用5

〈自然とは、神が世界を創造したもうた、そして統治されておられる、その技法（art）のことを言う。その自然という神の技は、技巧により、動物を造るわけだが、そのことは、ほかの多くの場合同様、人間の技術によっても模倣される。〉

1 3. 強権国家における〈技術〉の自立、自走、迷走

- ホップズの〈技術〉礼賛における主客の逆転
- 人間が〈技術〉を用いるのではなく、〈技術〉が人間を模倣する（機械としての人間を模倣する）（引用6）
- 集権的強権における〈技術〉の自立、自走の先駆型
- 工学は本来主体を持たない（道具型の自律性と連動）
 - 〈道具は記憶を持たない〉の系
- 自立した〈技術〉による合理的集権国家の創造
- 神の世界創造（クレアチオ・エクス・ニヒロ〈無からの創造〉）と等置（引用7）
- 〈機械の神〉である〈技術〉
- 機械道具型の自己完結＝自立 → AIの先取り
- 社会工学、テクノロジーの肥大による主体の忘却
- 〈端末〉と化したアトムとしての人間

→ 〈隠れたメガ・マシン〉としての情報道具型 = 近未来的〈隠れた神〉

引用6

〈技術は、さらに進んで、自然のうちで、理性的でもっともすぐれた作品、すなわち人間をも模倣するに至る。〉(同上)

引用7

〈技術は、コモンウェルス、あるいは国家(ラテン語でキウィタスと呼ばれた共同体)と呼ばれる、あの偉大なリヴァイアサンを創造するが、それは人工的人間に他ならない。もっともこの人工的人間は、本来の人間を保護し防衛する目的を持っているから、本来の人間よりも大きくて強い。……この政治体(リヴァイアサン)の各部分を最初に造り出し、集め、結合した、最初の契約および特記事項は、世界創造のさいに、神がのたもうた、『さあ、人間を造ろう』という、あの命令にたとえられるのである。〉(同上)

14. ホッブズの近代幻視

- 第一の神(聖書の創造神)は、創造の極致としての人間を造った
- 第二の神(人間が生んだ技術)は、創造の極致としての国家を作るだろう
- デカルトの〈欺く神〉との重合は、ホッブズの幻視には含まれていないが、歴史的な現実となる(レーニン=スターリン的強権国家、毛沢東の一方独裁国家、ナチズムの全体主義国家等々)
- 病理的近現代の専制においては、必然的に病理的機械論が顕在化する

15. ホッブズの強権論と近現代の共振

- 最初のホッブズ評価は、絶対主義王権からのものであったことが象徴的である(ルイ14世、トスカナ大公等 → トスカナ大公の例はルネサンス的共同性からの懸隔を証左する)
- 強権論の歴史的 premise は直前の内乱状態であった(グローバルな内乱状態はルネサンス期には欠如していた→これも近世的、近代的な新しい現象である)
- 南北戦争を経たアメリカにおける連邦政府の再編と集権化
- 戊辰戦争を経た維新政府の集権志向
- ドイツの統一を実現したビスマルク的強権
- すべて、その中核部は集権的、合理的、機械論的にデザインされている
- 内乱抑止の大前提が制度設計のコンセンサスとなった
- 頹落と硬直化も普遍的に発現する近現代の制度病理となった
- 強権の構築と運用は、すでに凡庸なマニュアルとなった
- 主体忘却のテクノロジーを転倒し、人間の主体性を取り戻さねばならない
= 現下の定位の課題(=本論考の課題)

16. 強権国家の自己拘束 = ホッブズ以降の近代国家論の進化
- ①カント的立法（個我の自律）の国家論への応用
 - イェリネク、グナイストの法治国家論へ
 - ②国際法パラダイムの誕生
17. 国際法の基本問題
- 国際法の二つの淵源
 - 条約法からの進展（国家間の法秩序としての国際法）
 - 世界市民の理念からの進展
 - （カント的〈永遠平和〉の理念 → 国際連盟、国際連合の運動へ）
 - 基本問題はつねに法治の弱さと、それを可能にすべき強制力、拘束力の不在である
 - グローティウスの『戦争と平和の法』（1625）
 - 〈合法的戦争〉の理念 → 〈万国公法〉（国際法）への進展
 - 〈文明化イデオロギー〉との融合 → 〈軍艦外交〉の正当化へ
 - 黒船来航の前提となる
 - 〈文明⇄非・文明〉の二項対立は、超越神学（キリスト教神学）における善悪の弁別に酷似
 - 植民地主義、帝国主義をも正当化していくイデオロギーとなる
 - 二つの大戦によるイデオロギー的自壊
18. ホッブズ的強権モデルは、その強権の存続（自壊の回避）のために、すでに〈法治〉（＝強権の自己拘束）の契機を要請する
- 強権というメガ・マシンが複数存在すれば、再び〈自然状態〉の〈恐怖〉が問題となる = 〈万国の万国に対する闘争〉
 - その原点である〈万人の万人に対する闘争〉は、ホッブズ的な解決（外在的解決）ではない解決（内在的解決）も可能である。その可能性が、内的な立法を要請する
 - カントの立法理念による、近代的定位の完成の必然性（次節）

（第四回キーワード終わり）